

第235回宮城県個人情報保護審査会会議録

1 開会

事務局

ただいまから、第235回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが、委員5人全員が出席しておりますので、半数以上の出席を必要とする、個人情報保護条例第50条第2項の規定により会議が有効に成立していることを御報告いたします。

なお、本日の議事のうち甲第43号事案及び甲第44号事案については、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開での審議となります。

それでは米谷会長、よろしくお願ひいたします。

米谷会長

皆様、よろしくお願ひいたします。

まず、傍聴者からの録音録画等の要望は特にないということによろしいでしょうか。

事務局

今のところ傍聴者はありません。

米谷会長

分かりました。それでは議事を進めてまいります。

2 議事

(1) 諮問甲第43号事案（特定個人情報保護評価（PIA）の第三者点検）に係る審議

米谷会長

本日は特定個人情報保護評価の第三者点検に係る審議を予定しております。内容について事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、お手元には次第の他に出席者名簿をお配りしております。本日は制度所管課である震災復興・企画部情報政策課、実施機関である総務部税務課及び市町村課が出席することとなっております。初めに税務課の分から御審議いただきますので、市町村課には税務課の審議が終わり次第、入室の声がけを行います。

続きまして、お手元のファイルにつきまして御説明いたします。

皆様のお手元にグレーのファイルを1つお配りしております。開いていただきますと上にクリアファイルが挟み込まれておりますが、こちらについては後ほど説明いたしますので、まずは目次を御覧ください。関係文書として赤いインデックスが1から8まで、参考資料として青いインデックスが1から5までを御用意しております。赤いインデックスの1から4までが税務課分の関係文書、5から8までが市町村課分の関係文書となっております。上から順に諮問書、実際に審議していただく全項目評価書、チェック表、皆様からいただいた質問票が編綴してあります。参考資料に移りまして、青いインデックスの1から順に番号法、特定個人情報保護評価の規則、特定個人情報保護評価指針、第三者点検を行う際の観点、前回の勉強会でお渡しした資料となっております。別に御用意しておりましたクリアファイルにつきましては、市町村課の補足資料とあります。後からお配りいたしました資料は税務課の補足資料になります。審議資料についての説明は以上となります。

それでは番号法を所管しております情報政策課の方から説明させていただきます。

情報政策課

情報政策課で番号法制度を担当しております千葉と申します。こちらは小野になります。座って説明させていただきます。

本日は県のITアドバイザーに参加いただく予定でしたが、都合がつかず欠席となりました。ITアドバイザーには、事前に税務課及び市町村課の全項目評価書について確認のうえ一部指摘をいただき、両課から修正のあったものが審査資料の赤インデックスの3と7の資料になります。ITアドバイザーの意見を反映し、基準を満たしており問題無いとの確認をいただき、全ての項目について適当であるとの評価をいただいております。なお、ITアドバイザーには委員の皆様からIT関係の不明点があっ

た場合に回答をいただく予定でしたが、欠席となりましたのでIT関係で不明点等がある場合には、当方に御質問いただければ回答させていただきます。

次に、簡単に制度の概要と第三者点検のポイントについて御説明いたします。参考資料の青インデックス5の資料「マイナンバー制度の概要と特定個人情報保護評価について」の3ページを御覧ください。図に記載されていますとおり、マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤ですとあります。具体的には、図の3つの○に記載されています。1つめは、行政事務の効率化です。各種情報の照会、転記、入力等の時間が短縮されます。2つめは、国民の利便性の向上です。添付書類の省略やマイナポータルによるお知らせ、各種申請のオンライン化を行います。3つめは、公平・公正な社会の実現です。負担を不当に免れることや給付を不正に受給することが無いようにします。

次に6ページを御覧ください。マイナンバー制度については、マイナンバー制度に対する国民の懸念があることから、制度面及びシステム面の保護措置が実施されていることが記載されています。本日実施いただく特定個人情報保護評価の4にも記載されており、番号法第27、28条の規定に基づき、実施していただくこととなります。

次に8ページを御覧ください。マイナンバー制度における情報連携が記載されています。マイナンバーは中間サーバーで直接検索できないことになっています。情報保有機関Aが情報機関Bの情報機関の情報を参照するのですが、マイナンバーは業務システムと番号連携サーバーにしか登録されていません。番号連携サーバーと中間サーバーは団体内統合宛名、AとBの中間サーバーは符号で紐付けして情報連携しています。三段論法的にマイナンバー＝団体内統合宛名＝符号を結びつかせることにより、番号連携サーバーを介して見なければ情報を見ることはできない形になっています。参考ですが、中間サーバーにはマイナンバー、氏名、住所等の情報の記載はなく、数字の羅列で何の情報が入っているか分からないデータが入っているため、誰かに直接覗かれても何が記載されているか不明な状態となっており、個人情報が流失しない工夫がされています。

次に49ページを御覧ください。特定個人情報保護評価の流れが記載されています。保護評価は、管理されているデータの対象人数により評価の仕方が異なります。今回評価いただく2つのシステムは、保有人数が30万人以上になるので全項目評価となり、本日審査いただく第三者点検後に全項目評価書及び点検結果を公表することになります。

次の54ページを御覧ください。参考として挙げたものになりますが、第三者点検の観点というものです。参考資料の青インデックス4にあります「特定個人情報保護評価指針第10(2)に定める審査の観点における主な考慮事項」からポイントを整理して抜粋したものになります。主な観点としては、適合性と妥当性というものを見てくださいます。適合性がどういうものかと言いますと、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているかというもので、具体的にはしきい値判断は間違っていないか、適切に実施主体が実施しているか、公表しない部分は適切な範囲か、適切な時期に実施しているか等、手続的な話で、ここは当然適切に対応されているものと思えますので、ここは細かく見ていただく必要はなく、確認をしていただくこととなります。主に見ていただきたいのは下の妥当性になります。妥当性というのはPIAの内容がPIAの目的に照らして妥当と認められるかというところになります。例えば、記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する

部署は、PIAの対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。責任を負うことという部分は難しいですが、リスクを軽減させるための措置というのはきちんと書いてありますかというような部分を見ていただくことになります。次の特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容が具体的に記載されているのか、当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているかなど、書いてある内容が抽象的で何を言っているのかよく分からないというのでは問題ですので、内容が具体的で流れは書いてあるかというような部分を見ていただければよろしいのかなと思います。なお、今回評価いただくにあたり、赤インデックス3地方税と7住基の点検表を活用いただき、評価のチェックやメモ書きに御利用いただければと思います。

私からは以上になります。よろしく願いいたします。

事務局

それでは実施機関である税務課から、評価の概要と事前にいただいた質問の回答を併せて御説明いたします。

税務課

税務課課長補佐の玉川と申します。着座で説明させていただきます。

当課では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、「特定個人情報保護評価書」の見直しを実施いたしました。本日はこちらについて御審議をお願いしたいと存じますので、よろしく願いします。また、システム構成等のセキュリティ対策については概要による説明とさせていただきますので御了承願います。

それでは説明させていただきます。

全項目評価書における基本情報の概要等を御説明する前に、私どもで所管しております「税務総合管理システム」の概要について、こちらのカラーの資料で御説明いたします。

【資料1】の「宮城県税務総合システム構成イメージ」を御覧願います。

税務システムは、業務共通システムと4つのサブシステムで構成されております。4つのサブシステムのうち、まず中央にあります「課税サブシステム」につきましては、課税・減免等の課税事務を担うもので、税目ごとに左端の個人の県民税から、20の業務システム群で構成されております。その左下の収納管理サブシステムにつきましては、収納状況を一元管理するシステムであり、納税者単位の収納状況の把握や還付・充当業務の効率化、各種納税証明書の発行等を行います。その右の滞納管理サブシステムにつきましては、滞納状況を一元管理するシステムであり、納税者単位の滞納状況や折衝記録の電子化等を行います。上部にあるあて名管理サブシステムにつきましては、特定の納税者の住所・氏名等を一つの納税者番号で管理することにより、正確な名寄せを実現して、納税者単位の課税、収納及び滞納状況の把握を効率化するものであり、個人番号はこのあて名サブシステム内で管理しております。

また、外部のシステムといたしまして、左下にある国税連携システムなどの外部連携システム、その下の住民基本台帳関係連携、その右の各種収納チャネル連携、マイナンバー関係連携があります。税務総合管理システムとこれらのシステムとは、電子記録媒体やLGWAN（総合情報ネットワーク）等により情報連携を行っております。これらのシステムにつきましては、全項目評価書中にも記載がございますが、それぞれの管理主体からの記載例を参考に記載させていただいております。

それでは、「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」について説明します。

1ページ目、表紙についてございます。「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」とは、県税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取り扱いにおいては、

個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない「特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスク」があることと、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言しているものです。なお、特記事項につきましては、上記の「個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言」を適切に講じるために、私どもが特に重点的に対策を講じているものについて記載しております。

まず、委託先の外部事業者に対しては、「宮城県情報システム調達ガイドライン」に則り、個人情報の取扱いに関する「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を作成し、周知しております。また、内部による不正利用を防止するために、システム操作者に守秘義務を課すとともにID及びパスワードにより操作者を限定し、追跡調査のためコンピュータの使用記録を自動的に保存しているところです。さらに、グループポリシーを設定することにより、システム管理者以外はUSBメモリなどの電子記録媒体について使用を制限するなどのセキュリティ対策を講じております。

続いて、3ページを御覧願います。「I 基本情報」の「1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務」です。「① 名称」は「地方税及び特別法人事業税に関する事務」です。「② 内容」は、税金をかける「課税」、税金をいただく「徴収」、税金が適正かどうかを調べる「調査」に関する事務を地方税法等に基づき行うものです。「③ 対象人数」は、30万人以上です。

次に「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」です。ここでは、先ほど資料1で申し上げましたシステム1からシステム5までの、5つのシステムについて記載しております。「システム1」は、「税務総合管理システム」です。このシステムの機能は、地方税法等に基づく賦課徴収に関する電算処理を行うものであり、県税の基幹システムといえます。なお、他のシステムとの接続につきましては、電子記録媒体を通じて連携しているのみであり、直接の接続はしてはおりません。

続いて、4ページを御覧願います。「システム2」、「番号連携サーバー」です。このシステムの機能として、1から4までの4つの機能を記載しておりますが、税務システムと関係するものは、4の「既存システム連携機能」です。次に「システム3」、「中間サーバー」です。このシステムの機能としては、情報提供ネットワークシステムや既存システム、番号連携サーバー等の各システムとデータの受け渡しを行う際、セキュリティ確保のため、個人番号を一定の符号に変換するものです。

続いて、5ページを御覧願います。「システム4」、「住民基本台帳ネットワークシステム」です。税務業務においては、住所等の照会業務のみを専用端末により利用しており、他のシステムとは接続してはおりません。

次に「システム5」、「国税連携システム」です。このシステムにおいては、所得税申告書等の電子データを国税庁から受領する機能と、ふるさと納税がなされた場合などに地方団体間で所得税申告書等データを連絡する機能とを有しております。

続いて、6ページを御覧願います。「3 特定個人情報ファイル」として、税務総合管理システムのデータベースファイルと、国税連携システムの賦課徴収等情報ファイルがあります。「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」ですが、事務実施上の必要性としては、県税の公平・公正な課税と、徴収事務の効率化があげられます。「5 個人番号の利用」として、法令上の根拠につきましては、番号法第9条第1項及び別表第一の16の項及び99の項が該当します。なお、資料では「別表第一の16の項及び89の項」と記載されておりますが、10月1日付けで番号法の改正がありました。

たので、89の項については99の項に修正願います。また、その3行下、「第16条、第64条」と記載されている部分についても、第64条を第72条に修正願います。次に「6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」については、実施しているところです。法令上の根拠につきましては、番号法第19条第7号及び別表第二の28の項が該当します。最後に「7 評価実施機関における担当部署」は宮城県総務部税務課で、所属長の役職名は税務課長です。

続いて、7ページを御覧願います。こちらにつきましては先ほど申し上げましたが、私どもで実施している事務について、納税者との関係を中心に図で表したものです。一言で申し上げますと、①納税者からの申告などに基づいて課税し、④納税通知書などを送付し、⑥納付書により納めた税金を県の歳入として受け入れます。また、⑦納めた額が多かった場合は還付し、⑩納めなかった場合などは督促を行ったのち、⑪差し押さえなどの滞納整理を行うといった事務になりますが、それらの事務において、税務総合管理システムが様々な役割を果たしていることを表しております。

続いて8ページを御覧願います。「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」です。「1 特定個人情報ファイル名」としては、税務総合管理システムデータベースファイル、国税連携システム賦課徴収等情報ファイルが該当します。「2 基本情報」です。「① ファイルの種類」としては、「システム用ファイル」に該当します。「② 対象となる本人の数」は、「100万人以上1,000万人未満」が該当します。「③ 対象となる本人の範囲」は納税者及び課税対象者です。「公平・公正な賦課、徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有」するという必要性を有しております。「④ 記録される項目」は「100項目以上」が該当します。主な記録項目は「個人番号」「税務システムで使用する内部番号」「氏名、性別、生年月日、住所の基本4情報」などです。また、業務関連情報は、国税や他自治体との情報連携のために保有しているものです。なお、基本4情報は①課税要件の確認、②納税通知書等の送付先の確認、③本人への連絡のために保有が不可欠であり、妥当であるものと整理しております。「⑤ 保有開始日」は平成28年1月です。「⑥ 事務担当部署」は宮城県総務部税務課です。

続いて9ページを御覧願います。「3 特定個人情報の入手・使用」です。「① 入手元」は「本人又は本人の代理人」からの届け出のほか、県庁内の各課など「評価実施機関内の他部署」や国税庁、他の都道府県など他団体からの通知等が該当します。「② 入手方法」は紙、電子記録媒体、フラッシュメモリ、情報提供ネットワークシステムが該当します。「③ 入手の時期・頻度」は定期的に入手するものと、随時入手するものがあります。「④ 入手に係る妥当性」は申告及び届出等の情報について正確性の確認が必要であることや本人の申請に係る負担を軽減することから、必要なものであると考えております。「⑤ 本人への明示」は記載のとおりです。「⑥ 使用目的」は県税の公平・公正な賦課徴収と、徴収事務の効率化です。「⑦ 使用の主体」は宮城県総務部税務課と宮城県内の県税事務所が該当し、使用者数は100人以上500人未満が該当します。

続いて10ページを御覧願います。「⑧ 使用方法」は「1 課税管理に関する事務」「2 収納管理に関する事務」「3 滞納管理に関する事務」「4 あて名管理に関する事務」の4事務が該当します。なお、県税の減額決定や納税者の特定のため、情報提供ネットワークシステムから入手した情報との突合を行うこととしております。また、情報の統計分析については、税の賦課徴収に関する統計や分析については特定の個人を判別しないことから該当しません。

続いて11ページを御覧願います。「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」です。ここでは委託事項1から委託事項3までの、3件の委託内容について記載しております。「委託事項1」は税務総合管理システムの保守運用に関する業務です。「①委託内容」はシステムの保守と運用です。「⑥委託先名」は日本電気株式会社ほか7社で構成された「みやぎ県税システム開発・運用事業実施企業連合」です。

続いて12ページを御覧願います。「委託事項2」は自動車税種別割及び自動車税環境性能割申告書受付等業務です。「①委託内容」は自動車の登録時に提出する自動車税申告書の受付と審査です。「⑥委託先名」は「一般社団法人 宮城県自動車会議所」です。なお、「再委託」につきましては「⑧再委託の許諾方法」にあるとおり、委託先から「一部再委託承認申請書」を提出させ、再委託に支障がないと県が判断した場合のみ許すこととしております。先ほど申し上げました「委託内容1」においても同様ですので申し添えます。

続いて13ページを御覧願います。「委託事項3」は「軽自動車税環境性能割申告書受付等業務」です。「①委託内容」は軽自動車の登録時に提出する「環境性能割」申告書の受付・審査です。「⑥委託先名」は「一般社団法人 全国軽自動車協会連合会 宮城事務所」です。なお、本委託業務については再委託しておりません。

続いて14ページを御覧願います。「6 特定個人情報の保管・消去」です。「①保管場所」は入室許可証やパスワードで入退室を管理しているサーバー室の中に設置したサーバー内です。特にサーバー室への入退室につきましては、管理カメラで監視することによりセキュリティを高めているところです。「②保管期間」は、6年以上10年未満が該当します。この保管期間は、県税の賦課徴収に関する時効である「7年」に対応するためには不可欠であり、妥当なものであると考えております。「③消去方法」は申請書等の紙媒体については機密文書廃棄専門業者による裁断処理です。システムで保持している申告データ等に対しては、税務システムで実装しているデータ消去プログラムを定期的の実施しております。

続いて15ページを御覧願います。「(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目」です。税務総合管理システムデータベースファイルについては記録項目が49、国税連携システム賦課徴収等情報ファイルについては81あります。

続いて16ページを御覧願います。「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」です。「1 特定個人情報ファイル名」は「税務総合管理システムデータベースファイル」です。「2 特定個人情報の入手」プロセスです。まず、「リスク1 目的外の入手が行われるリスク」ですが、地方税法に基づいて提出される申告書は納税者本人が記載して提出するものであり、申告書からはその納税者の情報しか入手することができません。他の機関からの入手については「地方税の適正な課税を行うため、地方税法の規定に基づき、他の機関より必要な情報の提供を受ける」旨の規定があり、法令で定める場合以外の入手は行わないことになっております。これらのことから、リスク1への対策は十分であると評価しております。次に「リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク」につきましても、納税者本人が法令等において手続きに必要な事項を認識したうえで、個人番号を提出していただくことになっており、リスク2への対策は十分であると評価しております。さらに「リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク」です。納税者本人から個人番号の提供を受ける場合は、番号法第16条等の規定に基づき個人番号カード、通知カード、運転免許証又は旅券等の書類で確認するなどの方法により行うこととしております。また、代理人から個人番号の提供を求める場合は、①委任状等により代理権についての確

認、②代理人の身元の確認、③納税者本人の個人番号の確認を行うこととしております。なお、代理人が税理士である場合につきましては、税理代理権限証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認することとしております。特定個人情報の正確性の確保につきましては、納税者本人から提出された申告書等を原本として保管する必要があること、申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っていることがあげられます。これらのことから、リスク3への対策は十分であると評価しております。

続いて17ページを御覧願います。「リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」です。特定個人情報については原則としては本人から直接受け取ること、例外として郵送などにより書面の提出を求める場合は担当所属名及び所在地を明記した封筒を用意し、当該所在地あてに本人から送付していただくことから、リスク4への対策は十分であると評価しております。

次に「3 特定個人情報の使用」です。まず、「リスク1 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」ですが、税務総合管理システムでは「その他の措置の内容」に記載しているように、「生体認証」と「ID・パスワード」により確認する「二要素認証」を行い、利用者を限定しています。この「生体認証」は平成28年12月に導入しており、専用スキャナにより指紋情報と指静脈情報を読み取ることで、より確実な本人認証を実施するものです。これらのことからリスク1への対策は十分であると評価しております。「リスク2 権限のない者によって不正に使用されるリスク」です。ユーザ認証の管理として、具体的には、ファイヤーウォールによるアクセス制御でサーバーへのアクセスを制御することと、個人毎にユーザIDを割り当て、ユーザ毎の管理を行うことが挙げられます。アクセス権限の発行・失効の管理として、具体的には、所属・業務毎にアクセス権限を管理しており、業務に必要なアクセス権限のみを付与することとしています。なお、職員の異動や退職等によりユーザIDが不要となった場合は、随時、当該IDを失効させております。アクセス権限の管理として、具体的には、操作者の権限に応じたアクセス権限を付与すること、不正アクセスを分析するために運用管理サーバーを導入し、アプリケーションの操作履歴・IPアドレス・コンピュータ名等を取得し保管することが挙げられます。

続いて18ページを御覧願います。「特定個人情報の使用の記録」として、具体的には、特定個人情報等システムデータの更新記録は7年間保管すること、税務システムへのログインの記録や個人を特定した検索及び個人特定後の操作ログの記録についても7年間保管すること、月に一度、セキュリティ責任者が記録の検査・分析を行い、不正アクセスの有無について確認していることが挙げられます。さらにその他の措置内容として、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセイバー・ログオフを設定しているところです。これらのことから、リスク2への対策は十分であると評価しております。「リスク3 従業者が事務外で使用するリスク」です。業務外利用の禁止等や業務情報の漏えい等を防ぐため、税務システムの運営・管理規程及び事務取扱要領を策定し、セキュリティ対策について職員に周知するとともに、研修時においても指導・教育しております。税務システムにおいては、当該職員の職責に応じて処理可能なメニューのみを表示し、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしております。これらのことから、リスク3への対策は十分であると評価できます。「リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」につきましては、先ほど申し上げましたリスク3の内容と同様の措置を講じており、リスク4

への対策は十分であると評価しております。「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」です。委託先の情報保護管理体制については、外部委託業者を選定する際に、先方の個人情報適正管理体制等を確認することとしております。特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限については、委託契約書において個人情報取扱特記事項を明記するなどの対策を講じております。

続いて19ページを御覧願います。「特定個人情報ファイルの取扱い記録」について具体的には、毎月開催する委託業者との定例会において、委託業者からセキュリティ対策の実施状況について報告を受け、報告記録を書面として残していること、システムによる特定個人情報ファイルの取扱いの記録や、電子記録媒体授受の取扱記録については、1年以上保持していることが挙げられます。「特定個人情報の提供ルール」と下段に記載しております「特定個人情報の消去ルール」については、契約上、宮城県の指示又は承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用を禁止するとともに第三者に提供してはならないこと、委託先は宮城県の承認があるときを除き、特定個人情報の複製、複製、又はこれらに類する行為をすることができないことを委託先と締結しているところです。「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」については、個人情報の秘密の保持など13項目を定めております。「再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保」について具体的には、委託先と再委託先との間で個人情報保護を含む守秘義務等に関する契約書と、情報セキュリティに関する覚書を締結することを一部再委託の承諾条件としております。また、それらの書面において、再委託先からの更なる再委託に関しては禁止する旨、明記させております。一番下段、「その他のリスク及びそのリスクに対する措置」として、やむを得ず業務の一部を再委託する必要がある場合のリスクとその措置を記しております。この場合、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性・信頼性を確保する対策、再委託先に対する管理・監督の方法を明確にさせております。さらに、業務の着手前に、書面により再委託する旨を宮城県に申請し、その承認を得ることとしております。

続いて、20ページを御覧願います。「5 特定個人情報の提供・移転」については、委託や情報提供ネットワークを用いない情報提供は行わないことから、該当ございません。

続いて、21ページを御覧願います。「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」です。まず「リスク1 目的外の入手が行われるリスク」についてです。税務総合管理システムにおいては、番号法の規定に基づいて認められる範囲内において特定個人情報の照会を行うこと、職員の理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止していることから、リスク1への対策は十分であると評価できます。なお、＜番号連携サーバーにおける措置＞と＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞については説明を省略いたします。「リスク2 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク」については、税務総合管理システムにおいては該当ございません。なお、＜番号連携サーバーにおける措置＞等については説明を省略いたします。

続いて、22ページを御覧願います。「リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク」です。税務総合管理システムにおいては、入手した情報とシステム内の情報との突合を行い、真正性及び正確性確認を行っております。また、届出時には、その届出内容とシステム内の情報との突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行うこととしております。これらのことから、リスク3への対策は十分であると評価でき

ます。なお、＜番号連携サーバーにおける措置＞等については説明を省略します。「リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク」については、税務総合管理システムにおいては該当ございません。なお、＜番号連携サーバーにおける措置＞等については説明を省略いたします。

23ページにつきましては、該当しないため省略させていただきます。

続いて、24ページを御覧願います。「その他のリスク及びそのリスクに対する措置」につきましては、税務総合管理システムにおいては該当ございません。なお、＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞等については説明を省略いたします。

続いて、25ページを御覧願います。「7 特定個人情報の保管・消去」です。まず、「リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク」については、「⑤ 物理的対策」として、特定個人情報を保有しているサーバー及び周辺機器を設置している場所について厳格な入退室管理がされています。また、サーバーラックについては耐震措置・施錠管理がなされており、電源については、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けているところです。次に「⑥ 技術的対策」として、ログインパスワードによる認証を必要としていること、利用するパソコンには外部デバイス制御を行い、電子記録媒体への出力を無効化していること、ウイルス対策ソフトによる定期的なウイルスチェックを実施しているということが挙げられます。また、「⑨ 個人情報に関する重大事故」については発生しておりません。

続いて、26ページを御覧願います。「⑩ 死者の個人番号」につきましては、生存する個人の個人番号と同様の管理を行っているところです。これらのことから、リスク1への対策は十分であると評価できます。「リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」です。納税者情報は、随時、必要に応じて本人確認を行っていることから、リスク2への対策は十分であると評価できます。「リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」です。保管期間の過ぎた特定個人情報については、システムで確認のうえ消去しております。紙媒体につきましては、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて機密文書廃棄専門業者による裁断処理を行うこととしております。なお、データか紙かを問わず、バックアップ資料についても保管期間の過ぎたものは消去しております。これらのことから、リスク3への対策は十分であると評価できます。「保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置」です。①サーバー、端末機器、記憶媒体等の廃棄、保管転換又はリース返却等、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしております。②廃棄、保管転換又はリース返却時対応を実施した場合は、セキュリティ管理者の承認を得たうえ、実施内容を記録に残しております。③「コンピュータ」「バックアップ媒体も含む外部記憶媒体」「記憶装置を有するプリンター等の周辺装置」の廃棄、保管転換又はリース返却時は、消磁、破碎、溶解、その他の当該記憶装置又は記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となるような措置を行っております。なお、業者に廃棄を委託する場合には、記憶装置の物理的破壊を行わせ、廃棄証明書を提出させているところです。

続いて、27ページを御覧願います。「IV その他のリスク対策」でございます。

「1 監査」の「① 自己点検」については、年1回、運用状況を確認するチェック体制を講じております。「② 監査」については、①情報セキュリティ内部監査、②包括外部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善しているところです。次に「2 従事に対する教育・啓発」について、具体的には、職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を推奨するとともに、受託業者に対しては、契

約内容に個人情報保護に関する特記事項を明記した上で契約を締結しているところで
す。また、中間サーバー・プラットフォームにおける措置としては運用に携わる職員
及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとし、運用規則等についての
研修を行うこととしております。地方税共同機構における措置としては地方税共同機
構が毎年実施しているセキュリティ研修会へ担当者及び受託業者を参加させることと
してしております。「3 その他のリスク対策」については、中間サーバー・プラットフォ
ームを活用することにより、安定したシステム運用・監視を実現しているところで
す。

続いて、28ページを御覧願います。「Ⅲ 開示請求、問合せ」です。「1 特定個人
情報の開示・訂正・利用停止請求」の①請求先、②請求方法、③手数料等、④個人
情報ファイル簿の公表につきましては、それぞれ記載のとおりです。「2 特定個人情
報ファイルの取扱いに関する問合せ」については、宮城県総務部税務課システム管理
班が対応します。なお、問い合わせを受けた際には内容について記録を残すという対
応を行っているところです。

続いて、29ページを御覧願います。「Ⅳ 評価実施手続」です。「1 基礎項目評
価」について、実施日は令和元年5月10日、しきい値判断結果は「基礎項目評価及
び全項目評価の実施が義務付けられる」でした。「2 国民・住民等からの意見の聴
取」については、令和元年8月22日から令和元年9月20日の30日間パブリック
コメントを実施したところ、意見なしでしたので、評価書への反映もございません。
「3 第三者点検」は、本日の諮問が該当します。「4 特定個人情報保護委員会の承
認」については、地方公共団体は該当いたしません。

30ページ以降につきましてはこれまでの変更箇所です。主に記載誤りや法令改正
等による文言修正であり、重要な変更には当たらないものです。

最後に【資料2】として、事前質問に対する回答をとりまとめたものを配布してお
りますので御参照ください。

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の全項目評価については以上で
す。御審議方よろしくお願いたします。

米谷会長

はい、ありがとうございました。

それでは審議していきたいと思えます。御質問等ある方いらっしゃれば挙手願いま
す。事前に資料読んでいただいていると思えますが、質問された方でも追加で質問が
あればお願いします。

桑村委員

資料2についてですが、3のところ再委託先がどこなのかも確認できるように記
載すべきところで、回答は再委託の許諾方法により取り扱うとなっているのですが、
許諾方法というのは許可条件についてのルールだと思いますので、その結果許可され
た委託先がホームページ等で公表されるかどうかについてはいかがですか。

税務課

基本的に再委託につきましては、契約行為として行うこととなりますので、ホーム
ページで公開するということは今のところ想定しておりません。情報公開により請求
があれば公開することを想定しております。

桑村委員

委託先がどこなのかも確認できるよう記載すべきという御指摘の趣旨は、再委託先
についても確認できるよう記載すべきということだと思います。委託先についてはホ
ームページで公開しているというのが評価書の12、13ページの⑤に書かれてい
て、再委託⑧の部分には再委託に支障がないと判断した場合の記載がありますが、再
委託を許可された場合にその再委託先がどこなのかも確認できるようにという指摘だ
と思えます。

税務課 委託先については情報を出すようにしておりますが、再委託先については県の内部でも取扱いが決まっていなかったところでしたので、情報公開によると記載させていただきました。また様式についても、再委託先を記載できる形になっていないものでしたので、このような回答とさせていただきます。

桑村委員 現時点では公表しないという整理ですね。

税務課 公表に関しては情報政策課と調整したいと思います。

桑村委員 これはどなたか委員の方の御質問かと思うのですが、大丈夫ですか。

野呂委員 この質問は私が出したのですが、今御指摘いただいたとおりの問題意識でして、委託先を公表しているというのは特定個人情報がきちんと取り扱われているということに住民に周知することによって、住民からの監督も間接的ながらも与えようという趣旨だと思うので、そうだとすれば、再委託先についてもきちんと公表しないと、委託先が丸投げしてしまっていたら住民は分からない状態になりますし、最近ですと年金機構の再委託問題のようなこともありましたから、そのようなことを踏まえれば、再委託先まで記載した方が良いのではないかと思います。

情報政策課 御意見については理解できました。ただ、今回の案件ですと実際には再委託をしておりますので、今後再委託する場合も考えられますので、県全体の方針としてどのようにするか、各課と調整していこうと思います。

税務課 補足になりますが、今後再委託することも考えられましたので、評価書には今後5年間と記載いたしました。ただ、まだ実績はないということが1つと、個人情報扱う税務情報は基本的に外には出さないという方針ですので、再委託はしない方向で考えております。ただ、このような方針ではありますが、今後マイナンバーの活用が広がっていった利用件数が増えた場合には、データ作成等で外部委託する可能性はあろうかと思われまますので、このように記載させていただきました。

米谷会長 今の御指摘も踏まえて、再委託先状況報告ということで再委託の必要があれば許諾するとなっておりますが、なお再委託先が決定した場合には県のホームページ等で公表するという一文を付け加えるという形に修正させていただければと思います。

野呂委員 他の質問事項も含めて他にも何かあればお願いしたいと思います。

野呂委員 では私からよろしいですか。

野呂委員 質疑一覧の5番の関係で、評価書の20ページで提供はしていないということで記載がない形となっていて、併せて23ページの不正提供のリスクも関係することになるかと思うのですが、法令上は捜査機関等から提供依頼があるということが想定されていますが、少なくともリスクの部分にはそれらの対応について何かしら記載しなければならないのではないかなと思いますし、20ページのところで提供はしないと書いてあるのであれば、今後も捜査機関からの提供依頼があっても提供しないというようにした方が、より特定個人情報の保護に資するので良いのではないかと考えています。ですが、今日いただいた資料2の回答だと提供依頼があれば応じると書いてあるので、この記載はどうかかなと疑問があります。そもそも捜査機関からの特定個人情報の提供依頼というのは、情報提供ネットワークを使わないで行うのでしょうか、マイナポータルでも本人は確認できない情報になるのでしょうか、自己情報コントロール権との関係で問題になる規定とされていますから、その運用に関しては県としても慎重に検討していただいた方が良いと思います。

米谷会長 関連になるのですが、評価書の20ページ記載の提供・移転については、法令等に基づく情報提供のケースは除いた書きぶりであるという認識でよろしいですか。質疑の回答からするとそうなりますよね。

税務課 法令で決まっているものは最初から除外されているものと考えておりました。通常の業務において取扱いをどうするかという観点でやらないという意味であると。書き方が整理できていないかもしれませんが、法令に対しては従うという形になります。そして今御指摘あったように、提供するときの慎重性というのは、マイナンバーに限らず普段の警察等の犯罪捜査等の問い合わせについては厳格に対応しており、単純な問合せには対応しておらず、令状等がなければ基本的には対応しないという線引きをしております。マイナンバーについても同じ取扱いです。

野呂委員 それであれば少し安心しますが、捜査関係事項照会が来た場合には応じていないのですか。

税務課 単純な任意の捜査等に関しては一切応じていないというのが基本スタンスです。

情報政策課 すみません、こちらは特定個人情報の提供・移転の記録となるので、法令による提供はするのだと思いますが、マイナンバーは含めていないのではないかと考えられます。マイナンバーが含まれていなければ通常の個人情報になるので、マイナンバーが含まれている部分を出さなければならないという法令もないですから、こちらの項目は記載しなくても良いのかなと思います。

野呂委員 おそらく税務課の方が先ほど御説明してくださったのは、一般的にマイナンバーと紐付けされていない税務情報としてのお話だったと思うので、仮に今後特定個人情報として提供依頼が来ても同じような対応をしますということですよ。

情報政策課 特定個人情報はマイナンバーが入っているだけなのですが、おそらく税務課へ提供依頼が来るといったことはないと思います。マイナンバーを管理しているのが市町村ですので、市町村の方であれば提供を求められるかもしれません。マイナンバーが含まれた特定個人情報は基本的に収集してはいけないという規則になっているので。

野呂委員 初歩的な質問になってしまいますが、今宮城県の税務課では、マイナンバーと各情報を紐付けしているのですか。

情報政策課 紐付けはしていますが、先ほど参考資料5の8ページで御説明させていただきましたが、マイナンバーは業務システムと番号連携サーバーの方には情報を保管しておりますが、中間サーバーや他の場所には保管しないとしています。基本的には検索の要素としては使用していないものとなっていますので、表に出てくることはほとんどありません。

米谷会長 私も混乱しているので関連で御質問しますが、資料1のあて名管理サブシステムの説明の中で、税務課においては様々なシステムを統合するものとして、あて名管理サブシステムを利用して、個人情報を含むナンバーで統合しているという話でしたが、これはマイナンバーではないのですか。

税務課 これは税務課が各人に便宜的に振っている税務番号という番号でマイナンバーとは別のものです。管理番号いわゆる背番号のようなものです。

米谷会長 それを紐付けるには、情報提供ネットワークシステムにおいて、あて名管理サブシステムの番号と連携する必要があるということですね。

税務課 マイナンバー制度が導入されてから、あて名管理サブシステムにはその紐付けを管理する機能を追加しております。ただ、マイナンバーを直接使用して仕事をするということは今のところない状態となっています。

情報政策課 参考資料5の5ページを見ていただきたいのですが、ここの5行目で、「マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の法令で定められた手続のために提供するものであり、マイナンバーの提供を受けた者は、法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。」というふうに書いてあります。これとは別に、定められ

た業務以外は収集してはならないというものもありまして、警察も違反した場合、法で罰せられることとなりますので、マイナンバーを含めた情報を提供しなさいということはないです。

野呂委員 それはその通りだと思いますが、私の問題意識はある意味性悪説に立っていて、特に警察の場合は昔から警察権力を濫用することがあるので、法令で禁止されていても収集する可能性があるのです、それに対して県としてきちんと対応するという姿勢で望むべきではないのかというものです。

ですが、一連の御説明の中でマイナンバー制度が施行される以前からきちんとした対応をされているということを知ったので、そこは理解できました。

米谷会長 その他の質疑等、もしあればお願いします。

桑村委員 少し細かいところになってしまいますが、評価書の26ページに死者の個人番号というのが出てきたと思うのですが、これはどういった目的で保管されているのか、あるいは期間に制限があるのか、お聞かせいただければと思います。

税務課 税務におきましては、亡くなりますと相続等の問題が出てまいります。そのため亡くなったのですぐデータを消せるかといいますとそうではなく、被相続人が生きていたときにまだ払っていない税金がないか、あるいはお返しできる税金があった場合に、相続人が決まってから手続きを取ることがありますので、相続が決まるまでデータが消せないということがあります。

あとは、基本的に税務情報は最低5年間保有することになっておりまして、加えて国から所得の申告がおかしい等の理由で更正決定がなされた場合には7年ということになりますので、一定期間は保管する必要が出てまいります。そういう意味で、亡くなった方でも、すぐに消すわけではなく、一定期間は保管しておく必要が実務上出てくる形となっております。

桑村委員 ありがとうございます。ということは5年から7年後は消去するということですね。

税務課 はい、そのようになります。

米谷会長 他の御質問等あればお願いしたいと思いますが、ありますでしょうか。

もしなければ、税務課の方の質疑はこれで終了ということでよろしいでしょうか。

では、これにて税務課の質疑を終了とさせていただきます。

税務課 ありがとうございます。

米谷会長 10分程度休憩の後、市町村課の審議に入ります。

【休憩】

(3) 甲第44号事案(特定個人情報保護評価(PIA)の第三者点検)に係る審議

米谷会長 若干早いですが再開させていただきます。

それではまず、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。次に、実施機関である市町村課から評価書の御説明と事前にいただいた質問への回答をいたします。

市町村課 市町村課副参事兼課長補佐の阿部と申します。

私どもで所管している住民基本台帳ネットワークシステムは、「個人番号」を利活用できるシステムとなっております。そのため、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図る観点から、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる番号法の施行に基づき、「特定個人情報保護評価書」を作成しました。本日は、こちらについて、御審議をお願いしたいと存じます。

座って御説明をさせていただきます。

まず配布資料の確認をさせていただきます。

まず、審議資料として評価書を提出させて頂いております。こちらは、本年9月にパブリックコメントを実施しております。また、これとは別に資料1としてA4横判の住基ネットのシステム概要について、また参考資料として本人確認情報の管理に関する規程等の関連資料を4種類配布しております。資料に不足がありましたらお申し付け下さい。

それではまず、【資料1】を御覧ください。

住民基本台帳ネットワークについての概要でございます。住基ネットは地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、氏名、住所、生年月日、性別の4情報と住民票コード、マイナンバー等の情報により、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。県外の情報については、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）の全国サーバーを通じて情報確認が可能となっており、具体には、右端に記載のとおり、従来、住民が窓口等での申請・届出の際に住民票の写しを要していたものが、右下の事務のような場合、提出が不要になるというものです。

次に、審議資料である【資料2】評価書の説明に移らせていただきます。

まず、1ページ目ですが、住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務について、全項目評価を行ったものであります。住基ネットですら本人確認情報に個人番号が含まれていることから、個人番号を含む個人情報のファイル、これを特定個人情報ファイルといたしますが、これに該当することになりますので、これを取り扱うにあたって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言するものであり、具体的な内容を次ページ以降に記載させていただいております。

3ページを御覧ください。【I 基本情報】は、この評価書にて評価する事務の基本情報を記載しております。事務の内容としては、1の②に記載しておりますとおり、県では記載の①から⑤の事務を取り扱っております。また、③の対象人数については、230万県民ということでありますので、30万人以上ということになります。その下の「2 使用するシステム」については、住民基本台帳ネットワークシステムであり、県では、②に記載している6つの機能を担っております。

4ページを御覧ください。「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」については、①事務実施上の必要性に記載のとおり住基ネットですら個人番号を扱うことになることから、住基ネットの必要性を改めて記載しております。②の実現が期待されるメリットにつきましては、「国民負担の軽減」と「行政の効率化」が図られる旨を記載させていただいております。「5 個人番号の利用」につきましては、住基法で規定されている法令上の根拠を記載させていただいております。「6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」につきましては、県のシステムは直接にはこのネットワークシステムと接続せず、市町村やJ-LISを通じてのやり取りとなりますことから、実施しないとしております。

5ページでは、住基システムのイメージ図を記載しております。

7ページを御覧ください。【II 特定個人情報ファイルの概要】でございます。ここでは、住基ネットですら取り扱う特定個人情報ファイルの内容とその取り扱いプロセスを記載しております。ここで1つ訂正させていただきます。「2 基本情報」の③対象となる本人の範囲というところがありますが、上から4行目に5年という記載がありますが、こちらは今年の6月に法律が改正されておまして、150年となりましたの

で、150年に修正いただければと思います。戻りまして、「2 基本情報」では、③対象となる本人の範囲としては区域内の住民であり、④記録される項目の主なものとしては、個人番号、基本4情報、その他関係情報となっており、住基法に定められているものであります。

8ページを御覧ください。「3 特定個人情報の入手・使用」でございますが、住基ネットによる情報の入手・使用の状況を記載させていただいております。基本的には、市町村の窓口で転居届や転入・転出・出生届などを受け付け、住基台帳に入力された都度、コミュニケーションサーバーを通じて県が入手するという流れになっております。

9ページを御覧ください。「4 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託」でございます。住基ネットにおきまして、現状では2つの委託を行っており、委託事項1についてはJ-LISに都道府県サーバーの運用監視に関する業務を、委託事項2については株式会社富士通エフサス東北支店に県庁及び地方公所で使用している端末の運用支援、障害時の復旧作業などを委託しております。なお、それぞれ①の委託内容に記載しているとおり、委託業務は直接本人確認情報に関わらない業務を対象としております。事前にいただいた御質問として、委託事項1の⑦の再委託の有無の項目及び10ページの委託事項2の再委託の有無の項目について、再委託先が確認できるように記載すべきではないか、再委託先があるのであれば明記すべきではないかということとございましたので、御指摘のとおり再委託先を明記したいと思っております。また、再委託の事実関係でございますが、委託事項1のみ行っており、2について再委託は実施しておりません。

次に11ページの「5 特定個人情報の提供・移転」でございます。ここで、「提供」とは評価実施機関である宮城県以外への提供、具体には教育委員会や選挙管理委員会などの知事部局以外を指し、「移転」とは評価実施機関内の他部署、つまり知事部局の各部署への移転を指します。こちらにつきましても、「提供」と「移転」という用語の説明があったほうがよいとの御指摘がありましたので、御指摘のとおり追記させていただければと思います。説明に戻りまして、まず提供先としては、全国団体であるJ-LISに対し、機構に保存されている本人確認情報ファイルの更新を目的として随時提供しております。また、住基法上の住民から開示請求があった場合に紙で提供するケースがあります。

12ページになりますが、教育委員会に対して住基法に基づき認められた事務処理を目的として提供するケースがあります。

13ページには移転先を記載しております。ここでも1点訂正になります。移転先の項目に子育て支援課とありますが、現在は子ども・家庭支援課という名称になっております。戻りまして、移転先としては、税や福祉の事務処理を目的として住基法で認められた範囲で利用させるケースがあります。「6 特定個人情報の保管・消去」については、住基ネットワークにより、都道府県サーバーの集約センターにて保管を行い、施錠や入退室管理を行っており、保管期間については、住基法等で定められた年限としております。

続きまして、15ページ、【Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】であります。ここでは、評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、記載をしております。まず、「2 特定個人情報の入手」でございます。入手段階でのリスクとして4つ挙げられております。まず、リスク1として、目的外の入手が行われるリスクということ

で、評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないような対策でございます。これは、情報の入力元が市町村の窓口となりますことから、法令に基づく本人確認を徹底するなど、市町村において厳格な審査が行われるよう周知を行うこととしております。また、必要な者に関するものであっても、その事務を遂行する上で必要なもの以外の情報を入手しないような対策については、システム上、法令で定められた項目についてのみ入力できるようになっております。次に、リスク2として、不適切な方法で入手が行われるリスクということですが、こちらも市町村コミュニケーションサーバーを通じてしか情報を入手することはないということで、システム上担保されている旨を記載させていただいております。次に、リスク3として、入手した特定個人情報が不正確であるリスクということで、個人情報を入手する際に、どのようにして本人の情報であることを確認するか、という観点でございます。こちらも、リスク1と同様、入力元である市町村での本人確認が重要となりますことから、法令による確認の徹底ということで記載をさせていただいております。そのほかに、正確性確保の措置として、システムの論理チェックを行います。次に、リスク4として、入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクということですが、機構が作成する専用のアプリケーションを用いるほか、市町村コミュニケーションサーバーと接続するネットワーク回線に専用回線を用いるとともに、情報の暗号化等の対策を実施しております。また、一番下の部分、特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置でございますが、事前にメールで送付した評価書では空欄としておりましたが、本日お配りしている評価書では、障害時の確認時には画面のハードコピーで確認を行いますが、この際、個人情報はマスキングを行う旨を追記しております。

次に16ページ、「3 特定個人情報の使用」ということで、情報の使用段階におけるリスク対策でございます。まず、リスク1として、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクについてでございますが、住民基本台帳ネットワークシステムは、他のシステムと交わらない構成を取っており、システム上で制限をかけることで対応しております。次に、リスク2として権限のない者によって不正に使用されるリスクについてでございます。現在、住基端末を操作する者の認定に当たっては、まず、住基端末を利用する業務担当課から操作者の氏名について、市町村課へ協議をいただき、その協議に基づき操作者へ権限を付与しております。そして操作者の登録に当たっては静脈認証による登録方法を導入しておりますことから、他人になりすました住基端末の操作というリスクが大幅に軽減されております。また、操作者の権限については、人事異動等により使用されなくなった場合、その旨を報告するよう規定しております。そして、異動の報告に漏れがないかについても確認を行うこととしております。特定個人情報の使用の記録ですが、システムにおいて自動で、いつ・誰が・何の目的で特定個人情報へアクセスしたのかという操作履歴、アクセスログや操作ログがシステムに残りますので、これらを適時確認することとしております。リスク3、リスク4についてですが、県では操作者に対する研修において、事務外での操作について禁止されていることを周知するとともに、不正な複製などを含めたセキュリティ規程に関する指導を行っております。これまで宮城県において、住基ネットに関するセキュリティ事故の報告はございませんが、今後も操作者一人一人の意識の向上に努めてまいります。

次に、17ページの「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」にかかわるリスクへの対策について御説明させていただきます。冒頭8ページで御説明したとおり、

委託としては2件、都道府県サーバーの運用監視と端末の運用管理であり、繰り返しのようになりますが、委託に当たって、本人確認情報にはアクセスできないこと、操作履歴を残し不正利用があれば確認できることとしております。さらに中段より下、「委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定」につきましても、契約書において、「個人情報取扱特記事項」を設け、秘密の保持や個人情報の保護等について、具体的な定めを置き、適正な取扱いを求めています。また、再委託先での取扱いにつきましても、秘密保持義務を課すことを義務付けるなど、適正な取扱いの確保を図っております。

次に、18ページの「5 特定個人情報の提供・移転」について御説明させていただきます。リスク1の不正な提供・移転が行われるリスクについてですが、特定個人情報の提供・移転の記録については、システムでいつ、誰が、どの目的（事務）において検索を行ったか、自動で記録されるシステムとなっております。これに加え、業務端末記録簿を設け、住基ネットを利用した日付、検索した者の所属、氏名、検索回数等を記録することとしております。次にリスク2に関してですが、これまで御説明してきました内容と重複することから割愛させていただき、リスク3の措置内容について特にここでは、システム上の措置について御説明させていただきます。住基ネットにおいては、業務端末に入力する4情報の組み合わせをキーとして本人確認情報ファイルの検索を行います。その入力にあたっては、外字であれば外字での入力、住所では地番標記の一致を求めることにより、誤った情報を提供・移転しないよう措置をしております。

次に19ページの「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」についてですが、住基ネットは接続がありませんので割愛させていただきます。

20ページの「7 特定個人情報の保管・消去」について御説明させていただきます。リスク1の特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスクのうち、③の安全管理規程につきましても、県では「本人確認情報の管理に関する規程」と規程についての事務取扱要領を定めており、管理体制、システム機器等の保護、アクセスの管理、情報資産の管理、委託の基準等について具体的に規定しているところであります。また、⑧の事故発生時手順の策定・周知につきましても、「宮城県情報セキュリティ事故対応実施手順」を定め、その中で事故発生時の手順を策定しております。併せて、住基ネットに関する緊急時対応計画も策定しております。これらは、参考資料として、公表できないものを除き、お配りしております。

宮城県情報セキュリティ事故対応実施手順を御覧ください。20ページの(1)から(6)の部分となりますが、第1手順にて事実の確認とその報告を行い、第2手順にて事故対応の体制の整備や当面の対応方針の決定、2次被害の防止のための緊急措置を行い、第3手順にて適切な対応を行うための調査、情報の整理を行い、第4手順にて事故の影響が及ぶ県民等への通知・公表を行い、第5手順にて事故による影響、被害拡大の防止と復旧のための措置を行い、第6手順にて抜本的な再発防止策の検討、被害者への補償等を行うことと明示されております。次に、住基ネットに関する緊急時対応計画を御覧ください。2として障害時の対応手順と、3として不正行為時の対応手順の2つについて定めております。3の不正行為時の対応手順としては、①状況の把握 ②緊急措置 ③本人確認情報に重大な脅威を及ぼす恐れがあるかの判断 ④セキュリティ会議 ⑤原因の究明 ⑥緊急措置の見直し ⑦恒久対策の実施 といった手順が定められております。そしてこの手順の周知ですが、毎年行っている操作者への研修の中で、計画書を、使用する端末付近に設置して、常に確認するよう周知

しております。

評価書にお戻りいただきます。21ページをお開きください。リスク3の特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスクについてであります。まずは法令に定める保存期間の経過に伴ってシステマ的に消去することに加え、磁気ディスクや帳票の廃棄については、管理簿に記載の上、内容の消去、破壊、溶解等を行うこととしております。

では、22ページをお開きください。【IV その他のリスク対策】でございます。まず、①の自己点検については、当課では年に一度機構から提供されるチェックリストに基づき自己点検を行っております。同様に、業務端末を利用する各機関においても年に一度チェックリストに基づき自己点検を行っております。さらに市町村課では、各機関のチェック結果を受け、担当者へのヒアリングを行い運用状況の確認を行っております。1の監査についてですが、これは「本人確認情報の管理に関する規程」に基づく内部監査が制度化されております。監査にあたっての主な調査項目としては、組織体制、情報資産の分類と管理方法、物理的セキュリティ、人的セキュリティ等となっております。2の従業者に対する教育・啓発に関してですが、市町村課では住基端末の操作者に対して研修を行っており、年1回のペースで研修を行っております。

23ページを御覧ください。【V 開示請求、問合せ】では、開示請求等に関する問合せについて記載しております。内容については記載のとおりでございます。

最後に、24ページを御覧ください。【VI 評価実施手続き】についてであります。「2 国民・住民等からの意見の聴取」として、県では、令和元年9月5日から10月4日まで、ホームページ等に評価書を公表し、意見の聴取を行いました。②の実施日・期間については、今回の公表に合わせたものに修正しております。公表の結果でございますが、意見の提出はございませんでした。ついで、「3 第三者点検」として、本日、御説明をさせていただいたところであります。①の実施日について、事前にメールで送付した評価書では前回の諮問の日と答申の日を記入しておりましたが、本日お配りした評価書では空欄に修正しております。

以上、御説明させていただきましたが、今後も住基ネットの運営に当たり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすことのないよう、細心の注意をはらってまいりますので、引き続き御指導賜りますようお願いを申し上げ、担当課からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

米谷会長 はい、ありがとうございました。

事前に質問いただいて御回答いただいたところもあるかと思っておりますので、関連していてもそれ以外でも、もし御質問等ありましたら御発言願います。

桑村委員 よろしいですか。9ページの委託先名の確認方法についての部分になります。先ほど税務課の方ではホームページで委託先名が公表されているとありまして、再委託先についても公表した方が良いのではないかと指摘したのですが、この評価書を見る限り、現状では開示請求を行わなければならないということになっているようで、より簡単に再委託先もホームページで公表するような形にはできないのでしょうか。

市町村課 具体的には再委託先が3社あるわけですが、このようなことは庁内統一して考えなければならないと思っておりますので、ホームページ上で公表するように検討してまいります。

桑村委員 それは委託先だけでなく、再委託先も同様にと考えてよろしいですか。

税務課の審議では、委託先、再委託先が決定した場合はホームページで公表するという話をしていて、住民の不安を除くということが重要だと思っておりますので、より簡便

に手続きができた方が良いと思います。

市町村課 承知いたしました。庁内で整合性を取らなければならないので、制度上支障がなければ、できるだけ公表していく方向で検討してまいりたいと思います。

米谷会長 関連でよろしいですか。再委託は一部を再委託していると仰っていましたか。委託先は地方公共団体情報システム機構というところで、再委託先は3件あるということでしたか。

市町村課 具体的に申し上げますと、47都道府県のデータを1箇所に集約したデータセンターというところがあるのですが、こちらの運用を日立の方に再委託しておりまして、各サーバーの保守をNECに、ネットワーク関係をNTTコミュニケーションズに再委託しております。こちらについては、いったんJ-LISというところに各都道府県が委託をしている形となっているもので、サーバー等を各都道府県が別々に委託するとよろしくありませんので、J-LISの方で47都道府県の委託を受けてもらって、そこから3社の方に再委託をかけてもらうという一律の方法を取っております。

米谷会長 はい、分かりました。

他に何かありますでしょうか。従前、野呂委員の方で挙げていただいたんでしたでしょうか。

野呂委員 はい。御説明いただいたので、理解できました。

米谷会長 皆様も他にありましたらお願いします。

野呂委員 では1点よろしいですか。

御説明の際、リスク対応の関係で職員への研修を実施しているという箇所があったかと思うのですが、口頭での御説明の中で年1回という回数も仰っていたので、この評価書の中にも頻度等を記載できるのであれば記載していただいた方が、より具体的でよろしいのではないかなと思います。

市町村課 はい、分かりました。ありがとうございます。

本庁と地方機関の両方で職員がいるものですから、どちらに対しても研修を行い、広く参加してもらえるように工夫はしておりました。そういった数字も含めまして修正させていただきます。

米谷会長 他にありますか。

杉浦委員 その研修というのはどれくらいのものなのでしょうか。半日とか1日といった時間や内容も含めて。

市町村課 時間につきましては大体1時間半程度です。本庁は3回ほどですが、地方機関は1回、それぞれ1時間半程度となっています。1回の参加者は50名近く参加していただいている状況となっていますので、できるだけ広く機会を設けまして、参加しやすい環境にしたいと思っております。

米谷会長 他にありますか。

ないようでしたら、市町村課の説明部分に関しても以上で終了とさせていただきます。

事務局 それでは、ここで情報政策課と市町村課は退出させていただきます。

【実施機関及び制度所管課退出】

米谷会長 事務局から今後の御説明をお願いします。

事務局 本日御審議いただきましたので、追加の御審議等がないということであれば答申を出す流れになります。答申案をお配りいたしますので御覧ください。

只今配布させていただきました答申案ですが、税務課分と市町村課分それぞれ1枚と考えております。答申の文面を御確認いただきたいのですが、5年前の答申と同様

の文言としております。それぞれタイトルだけが異なっておりまして、内容としましては「宮城県個人情報保護審査会において、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会作成）第10の1（2）に定める審査の観点を参考として、全項目評価書の内容を点検しました。」としております。裏面には通常どおり審査会の委員名簿を付けることにしております。なお、2枚目にお配りしたものはホームページに掲載するためのもので、会長名が入っていない形のものとなります。

説明は以上となります。

米谷会長 この答申書に関しては、名簿を付けて会長の署名押印をするということですね。皆様いかがでしょうか、これでよろしいですか。

【各委員了承】

米谷会長 それでは、会長に一任という扱いにさせていただきます。ありがとうございました。

（3）前回会議録の確認

米谷会長 最後に前回審査会の会議録の確認になります。各委員から訂正の連絡等ありましたか。

事務局 訂正の連絡はありませんでした。

米谷会長 この場で訂正等ありますでしょうか。なければ、これで確定とさせていただきます。

3 事務連絡

事務局 では、次回以降の日程確認と調整になります。

・日程調整 1月22日（水）午前9時30分から正午まで

佐野総括 以上をもちまして、本日の個人情報保護審査会を終了させていただきます。ありがとうございました。